

令和4年度補正予算「中小企業イノベーション創出推進事業（文部科学省分）」に係る基金設置法人募集要領

令和5年2月27日
文部科学省
研究開発局
地震・防災研究課
宇宙開発利用課
研究開発戦略官付
(核融合・原子力国際協力担当)

文部科学省では、令和4年度補正予算「中小企業イノベーション創出推進事業（文部科学省分）」を実施する基金設置法人を、以下の要領で広く募集します。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）（以下「補助金適正化法」という。）」及び本募集要領をよくご理解の上、また、下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただくようお願いいたします。

補助金を応募する際の注意点

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② 偽りその他不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、文部科学省として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
なお、事業に係る取引先（委託先、外注（請負）先以降も含む）に対して、必要に応じて現地調査等を実施しますので、あらかじめ補助金の受給者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じていただきます。
- ③ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額を返還していただきます。
- ④ 補助金に係る不正行為に対しては、補助金適正化法第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。あらかじめ補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業の申請手続を行うこととしてください。
- ⑤ 文部科学省から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません。
- ⑥ 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の

一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たっては、文部科学省から取引停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できないこととします。

掲載アドレス：<https://pf.mext.go.jp/gpo3/kanpo/transactionSuspensionList2023.pdf>

- ⑦ 補助金で取得、または効用の増加した財産（取得財産等）を当該資産の処分制限期間内に処分（補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供すること）しようとする時は、事前に処分内容等について文部科学大臣の承認を受けなければなりません。

なお、必要に応じて取得財産等の管理状況について調査することがあります。

【1. 事業概要】

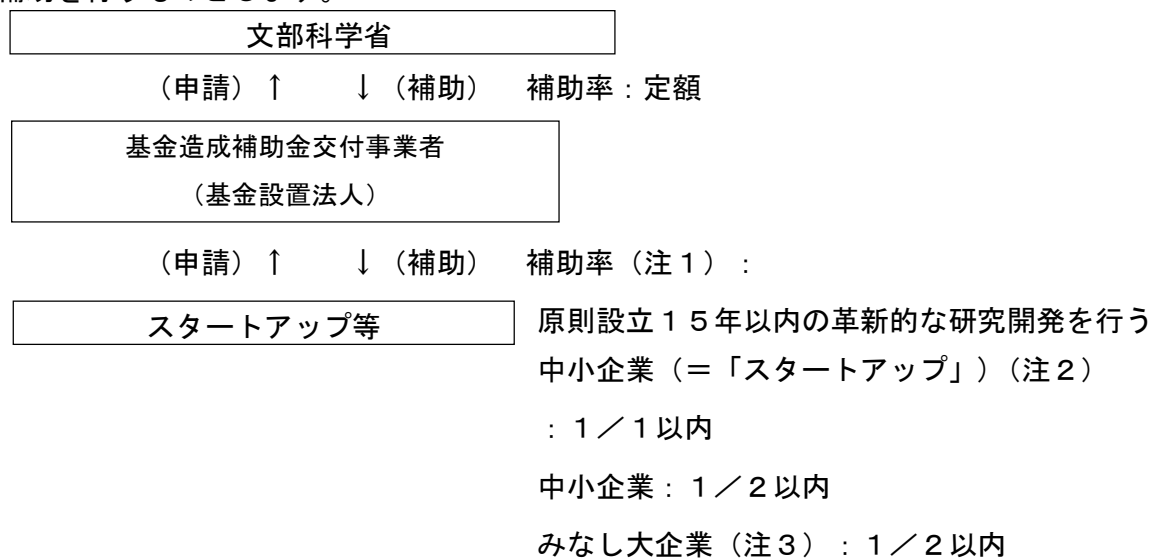
1-1. 事業目的

本補助金は、文部科学省の中小企業イノベーション創出推進事業（文部科学省分）を実施するため、文部科学省が中小企業イノベーション創出推進基金（以下「基金」という。）を造成し、当該基金を活用して、革新的な研究開発を行う中小企業（以下「スタートアップ等」という。）による研究開発を促進し、その成果を国主導の下で円滑に社会実装し、我が国のイノベーション創出を促進するための制度（以下「SBIR 制度」という。）において、宇宙分野（宇宙輸送等）、核融合分野、防災分野を対象に、スタートアップ等が社会実装に繋げるための大規模技術実証（フェーズ3）を実施し、我が国におけるスタートアップ等の有する先端技術の社会実装の促進を図ることを目的とします。

1-2. 事業スキーム

本補助金は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（以下「科学技術・イノベーション活性化法」という。）に基づくSBIR指定補助金等として指定し、補助金により造成された基金を用いて、中小企業イノベーション創出推進事業として、基金設置法人の申請に基づき交付するものとします。

なお、事業実施にあたっては、文部科学省と共同で実施することとし、追って別に定める交付要綱及び実施要領等に従って、文部科学省の承認等を経て、基金設置法人への補助を行うものとします。



注1 複数年の交付決定合計額に対する補助率

注2 「中小企業」とは、科学技術・イノベーション活性化法第2条第14項に規定する中小企業者をいう。また、「スタートアップ」の判断にあたっては、技術の態様に応じ弾力的に運用することとし、J-Startup又はJ-Startup地域版選定スタートアップを含む。

注3 「みなし大企業」とは、中小企業者であって、以下のいずれかを満たすものをいう。

- ・ 発行済株式の総数又は出資の総額の2分の1以上が同一の大企業（※）の所有に属してい

る企業

- ・ 発行済株式の総数又は出資の総額の3分の2以上が、複数の大企業（※）の所有に属している企業
- ・ 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有されている企業

※「大企業」とは、事業を営むもののうち、中小企業者を除くものをいう。

ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関（ベンチャー財団）と基本約定書を締結した者（特定ベンチャーキャピタル）
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

1－3. 基金設置法人の事業内容

（1）対象となる事業

実施要領に定める事業を実施するための基金を造成し、管理・運用等を行う事業（以下「補助対象事業」という。）を対象とします。

（2）基金の管理・運用方法

- ① 基金の管理については、資金の安全性と資金管理の透明性が確保される方法により行うものとします。実際の基金管理を行うに当たっては、基金の管理方法に関する具体的な内容について、事前に文部科学大臣の了解を得ていただきます。
- ② 基金の運用について保有することができる資産は、以下のとおりとし、これ以外による場合については、事前に文部科学大臣の了解を得ていただきます。
 - ・ 国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得
 - ・ 金融機関への預金（普通預金又は定期預金）
 - ・ 元本に損失が生じた場合にこれを補填する旨を定める契約を締結した金銭信託の受益権
- ③ スタートアップ等に対する中小企業イノベーション創出推進事業の支払いは、実施要領に定めるところにより、スタートアップ等へ交付すべき補助金の額の確定を行い、文部科学省に報告し、承認を得た上で、基金から支払いを行うものとします。ただし、文部科学大臣の了解を得た場合は、補助金の全部又は一部について概算払することができます。

（3）基金の用途

- ① 基金の運用収入及び基金の取り崩しによる収入は、以下の用途に充てるものとします。

- ・実施要領に定めるところにより行われる中小企業イノベーション創出推進事業の実施及びその実施に必要な事務に要する経費
 - ・基金設置法人における、中小企業イノベーション創出推進事業の管理及び基金の管理運営に要する経費
- ② 基金からの支払いに当たっては、事前に、支払額、その明細及びその根拠を示す書類並びに基金の残高に関する資料を整え、文部科学大臣の了解を得た上で実施するものとします。

(4) 基金の残額の扱い

基金設置法人は、中小企業イノベーション創出推進事業の終了時において、基金に残額がある場合は、別に定める手続に従い、速やかに国庫に返納するものとします。

(5) 基金管理の終了

基金事業の終期については、文部科学大臣と別途協議して決定するものとします。

原則令和9年度末に補助事業が終了し、スタートアップ等からの報告に基づいて行われる支払いに係る業務が終了し、補助事業を終了した後のスタートアップ等からの補助事業に係る業務状況報告書（補助事業終了の翌年度以降1年間程度）及び取得財産等の処分に関する報告等の管理を行う必要があります。

(6) 基金の経理

- ① 基金に係る経理については、他の経理と明確に区分して収入額及び支出額を記載し、基金の用途を明らかにしておかなければなりません。
- ② ①の経理を行う場合、その支出の内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに、基金管理の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、文部科学大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければなりません。
- ③ 基金設置法人は、(7)②で定める特定委託事業（実施要領第2においても規定）を除き、自身が実施する業務を委託又は外注する場合は、相見積もりを取り、相見積もりの中で最低価格を提示した者を選定しなければなりません。相見積もりを取っていない場合又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その選定理由を明らかにした選定理由書を作成し、事前に文部科学大臣の了解を得なければなりません。なお、グループ企業※1との取引であることを選定理由とすることは認められません。また、④を除いて基金設置法人が実施する業務に係る費用のうち委託、外注の額の合計の割合が50%を超える場合には、事前に文部科学大臣の了解を得るものとします。

※1：グループ企業とは、

- ・株式会社等 会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第25号に規定する「関係会社」

- ・ 一般社団法人 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第2条第4号に規定する「子法人」及び同法第2章第2節に規定する「社員」
 - ・ 一般財団法人 同法第2条第4号に規定する「子法人」及び第3章第2節に規定する「評議員」
- ④ 特定委託事業を行う場合は、文部科学省と共同し、当該業務を総合評価落札方式により委託して実施することとします。
 - ⑤ 基金設置法人は、委託、外注（契約金額100万円未満は除く）を行う場合、業務の実施に要した経費の精算処理（契約書、見積書、請求書、業務日誌等の証憑類を確認し、確認ができた経費のみ支払いを行うこと）を実施しなければなりません。ただし、特定委託事業については、文部科学大臣の了解を得た場合は、補助金の全部又は一部について概算払することができます。
 - ⑥ ⑤において（委託先・外注先及びそれ以下の委託先、外注先を含む）、一般管理費を経費に対する一定の割合で計上する場合は、8%が上限となります。また、委託先・外注先からさらに再委託・再外注を行う場合には、一般管理費の算定対象とする経費に再委託・再外注の経費（精算処理の対象か否かを問わない）を含むことはできません。

（7）中小企業イノベーション創出推進事業の実施

基金設置法人は、補助金により造成された基金を用いて、「指定補助金等の交付等に関する指針」等に沿って、文部科学省と共同し、中小企業イノベーション創出推進事業として、以下の事業を実施します。

①事業の実施に関する事項

ア．事業の実施状況の把握と国への報告

実施要領に基づき、中小企業イノベーション創出推進事業の実施状況を把握し、その適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に文部科学大臣に報告するものとします。

イ．報告徴収による事業完了後の収益状況の把握と国への報告

スタートアップ等から補助事業が完了した後の補助事業に係る収益状況等について、文部科学大臣の求めに応じて報告しなければなりません。

②事業の内容及び実施体制の整備等

基金設置法人は、文部科学省と共同し、中小企業イノベーション創出推進事業の円滑な実施のため、事業を適切に行うための以下の措置を講じなければなりません。また、基金設置法人は、業務の特性に応じ必要となる場合には、文部科学省と共同し、当該業務を1社又は複数社に、「特定委託事業」として委託することは可能とします（この場合に当該業務を受ける事業者を受託事業者という。）。ただし、事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理業務について、委託を行うことはできません。

（1）実施体制上の措置

ア. 文部科学省が指名する中小企業イノベーション創出推進事業統括プログラムマネージャー（注）に係る事前同意

イ. プロジェクトごとに、採択したスタートアップ等のサポート・モニタリング等を担当するプロジェクトリーダーの選定・委嘱（文部科学省と共同で実施）

注：中小企業イノベーション創出推進事業統括プログラムマネージャーは、文部科学省が指名し、個別のプロジェクトを担当するプロジェクトリーダーのサポートを得つつ、文部科学省中小企業イノベーション創出推進事業全般に係る各種サポート・モニタリング、プロジェクトのフォローアップ体制の整備等の役割を担う。

（２）プロジェクトの執行上の措置

ア. 中小企業イノベーション創出推進事業（うちスタートアップ等への補助事業）の公募（文部科学省と共同で実施）及び事前着手の承認

イ. 中小企業イノベーション創出推進事業（うちスタートアップ等への補助事業）の審査及び採択（文部科学省と共同で実施。委員会の設置・運営を含む。）

ウ. 中小企業イノベーション創出推進事業（うちスタートアップ等への補助事業）の交付決定（補助金交付申請の受理・交付決定通知書の発出等。交付決定通知の発出においては、文部科学省の事前承認が必要）

エ. 中小企業イノベーション創出推進事業（うちスタートアップ等への補助事業）の進捗状況管理・フォローアップ（文部科学省と共同で実施。委員会の設置・運営を含む。）

オ. 中小企業イノベーション創出推進事業（うちスタートアップ等への補助事業）の額の確定検査（額の確定通知の発出においては、文部科学省の事前承認が必要）、支払手続及び事業に関する問合せ

カ. 中小企業イノベーション創出推進事業（うちスタートアップ等への補助事業）の支払終了後における業務（財産管理・事業継続状況報告書徴収及び会計検査等）

キ. 中小企業イノベーション創出推進事業の効果等の把握

ク. その他の中小企業イノベーション創出推進事業の実施に必要となる事項についての対応

③交付規程の承認

ア. 基金設置法人は、中小企業イノベーション創出推進事業（うちスタートアップ等への補助事業）の実施に際し、文部科学省と共同し、補助金の交付の手続き等について別途交付規程を定め、文部科学大臣の承認を受けなければなりません。これを変更しようとするときも同様とします。

イ. 交付規程は以下の事項を記載するものとします。

- 一 交付対象要件の定義及び補助率
- 二 交付申請及び実績報告
- 三 交付の決定及び補助金の額の確定等
- 四 申請の取下げ

- 五 計画変更の承認等
- 六 補助金の支払
- 七 交付決定の取消し等
- 八 取得財産の管理等
- 九 セキュリティ対策
- 十 その他必要な事項（受託事業者による調査を含む。）

（８）その他

以上（１）～（７）に掲げた事項を含め、追って定める交付要綱及び実施要領において、補助対象事業及び基金を活用して行う事業について詳細に定められますので、参照して下さい。

１－４．応募資格

応募資格：次の要件を満たす非営利型法人（公益財団法人、公益社団法人、法人税法第２条第９号の２）に該当する一般社団法人・一般財団法人その他の非営利法人（この補助金に対し法人税が課されることとなる法人を除く。）

- ① 日本に拠点を有していること。
- ② 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ④ 採択者の決定後速やかに採択結果（（ア）採択事業者名、（イ）採択金額、（ウ）第三者委員会審査委員の属性、（エ）第三者委員会による審査結果の概要、（オ）全公募参加者の名称及び採点結果（公募参加者名と採点結果の対応関係が分からない形で公表する））を文部科学省ホームページで公表することに同意すること。

【２．補助金交付の要件】

２－１．採択予定件数：１件

２－２．補助率・補助額

定額補助（１０／１０）とし、令和４年度補正予算に計上され、文部科学省に移し替えられる６９，４７０，０００，０００円（予定金額）を上限とします。また、文部科学省に移し替えられる金額のうち、３，３７０，０００，０００円（予定金額）を上限に基金設置法人が実施する業務に係る費用とすることができます。なお、最終的な実施内容、交付決定額については、文部科学省と調整した上で決定することとします。

【３．補助金の支払い】

３－１．支払時期

基金造成補助金の支払いは、交付決定通知受領後、補助金支払い請求書を文部科学大

臣に提出することにより支払われます。

3-2. 支払額の確定方法

事業終了後、実績報告書（基金の造成が確認できる証憑を添付）に基づき必要に応じて現地調査を行い、補助金の額を確定します。

また、事業に係る取引先（委託先、外注先及びそれ以下の委託先、外注先を含む）に対しても、同様の現地調査等を実施することがあります。

【4. 応募手続き】

4-1. 募集期間

募集開始日：令和5年2月27日（月）

締切日：令和5年3月13日（月）12時必着

※電子メールにて、締切日の12時までに到着が確認できたもの。

※郵送等の場合、締切日の12時必着

4-2. 説明会の開催

以下日時に「ZOOM」を用いて行うので、【10. 問い合わせ先】に連絡先（所属組織及び所属部署名、担当者名、電話番号、E-mail アドレス）を事前に登録すること。（事前にテスト連絡をする場合がある。）「ZOOM」が利用できない場合は、概要を共有するので、その旨を連絡するとともに連絡先を登録すること。

説明会開催日時：令和5年3月2日（木）16時00分

4-3. 応募書類

① 電子メール又は郵送等（配達記録の残る方法）で応募を受け付けます。

※ 持参及びFAXによる提出は受け付けません。資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、本募集要領等を熟読の上、注意して記入してください。

※ 締切を過ぎての提出は受け付けられません。郵送等の場合、配達の都合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付ください。

② 電子メールの場合には、以下の書類を「中小企業イノベーション創出推進事業（文部科学省分）<sbir-phase3@mext.go.jp>」宛に送付してください。その際メールの件名（題名）を必ず「中小企業イノベーション創出推進事業（文部科学省分）申請書（基金設置法人）」としてください。

郵送等の場合には、以下の書類を一つの封筒に入れてください。封筒の宛名面には、〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省 研究開発局「中小企業イノベーション創出推進事業（文部科学省分）申請書（基金設置法人）」担当宛と記載してください。

【例】

- ・申請書（様式１）＜１部＞
 - ・提案書（様式２）＜１部＞
 - ・理由書（様式３）＜１部＞※提出が必要となる場合のみ
 - ・審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」の認定等を受けている場合はその写し
 - ・誓約書
 - ・採択審査を行う上での必要書類＜１部＞
（会社概要（パンフレットなど）、直近の財務諸表など）
- ③ 応募書類に記載された情報については、審査、管理、確定、精算、政策効果検証といった一連の業務遂行のためにのみ利用します。
なお、応募書類は返却しません。
- ④ 応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、提案書の作成費用は支給されません。
- ⑤ 提案書に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

4-4. 誓約書の提出

- (1) 応募する者は、応募書類の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出してください。
- (2) 前項の誓約書を提出しない者、虚偽の誓約をした者及び誓約書に反することとなったときは、当該者の応募書類は無効とします。

【5. 審査・採択】

5-1. 審査方法

審査・採択は、応募書類に基づき、第三者の有識者で構成される委員会において実施します。原則、書面及びヒアリング審査を行うことを予定していますが、必要に応じて現地調査を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。

5-2. 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

(1) 基金の管理・運用

- 基金の管理について、安全性と資金管理の透明性が確保される方法により行うものであるか。
- 基金の運用について、安全かつ有利な方法で行うものであるか。
- 基金からの支払いを適切に管理できるか。

(2) 中小企業イノベーション創出推進事業の実施

○中小企業イノベーション創出推進事業を適切に実施し得るか。当該事業を委託する場合には、受託事業者を適切に指導監督し得るか。

○中小企業イノベーション創出推進事業をより効果的・有意義なものとするための分野ごとの特性に応じた事業実施上の工夫の提案

(3) 体制整備と事務費用

○(1)(2)の事務を適切に行うために必要かつ適正な事務・管理体制を整えられるか。

○(1)(2)の事務を行うために要する費用は適正かつ合理的か。

(4) 法人自体について

○法人の信頼性

○補助対象事業を通じ公益を達成しようとするということについて、国民の疑惑を招くことがなく、また、公益を達成しようという強い意欲があるか。

(5) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

○ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

5-3. 審査の実施

審査は、第三者委員会において、業務の目的に最も合致し優秀な提案を実施した1者を選定します。

5-4. 採択結果の決定及び通知

採択された申請者については、文部科学省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

また、採択決定後速やかに採択結果(①採択事業者名、②第三者委員会審査員の属性、③第三者審査委員会の審査結果の概要、④全応募者の氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び採点結果(応募者名と採点結果の対応関係がわからない形で公表)等について、文部科学省ホームページで公表します。

【6. 交付決定】

採択された申請者が、文部科学省に補助金交付申請書を提出し、それに対して文部科学省が交付決定通知書を申請者に送付し、その後、事業開始となります(補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完成させた経費については、補助金の交付対象とはなりません)。

なお、採択決定後から交付決定までの間に、文部科学省との協議を経て、事業内容・構

成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。また、交付条件が合致しない場合には、交付決定ができない場合もありますのでご了承ください。

交付決定後、基金設置法人に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

【7. 経費の計上】

7-1. 基金設置法人が実施する業務に要する経費

具体的には以下のとおりです。

業務管理費：

人件費、旅費、会議費、謝金、備品費、消耗品費、委託・外注費、印刷製本費、補助員人件費、その他諸経費、一般管理費、その他事業を行うために特に必要と認められるもの
※委託、外注を行う場合、グループ企業との取引であることのみを選定理由とした調達は認められません。特定委託事業を除き、経済性の観点から、相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者等を選定してください。

※業務管理費の経費区分のうち、委託・外注費については、他の経費と区分を分けてください。

※業務管理費及び精算処理の対象業務（委託先・外注先及びそれ以下の委託先、外注先を含む）において一般管理費を経費に対する一定の割合で計上する場合は、8%を上限としてください。

※業務管理費にかかる一般管理費を計上する場合は、交付申請時に計算書類及び計算の根拠を確認できる資料（決算書の損益計算書等）を提出してください。なお、委託費・外注費を一般管理費の対象経費とすることはできません。

※基金の運用収入及び基金の取崩しによる収入は基金事業に要する経費に充てるものとしてください。

7-2. 直接経費として計上できない経費

- ・建物等施設に関する経費
- ・事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、基金設置法人に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合がありますので、担当者に御相談ください。）
- ・その他事業に関係ない経費

7-3. 補助対象経費からの消費税額の除外

補助金額に消費税及び地方消費税額（以下、消費税等という。）が含まれている場合、交付要綱に基づき、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を求めることとなります。

これは、基金設置法人が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、基金設置法人に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後に行った確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、基金設置法人における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる基金設置法人にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定します。なお、事業者側が、消費税等を補助対象経費としないことを要望すればこの限りではありません。

※消費税等を補助対象経費とした場合には、状況の変更により消費税に係る仕入控除税額が発生することによる報告及び返還が発生する場合がありますので注意すること。

- ① 消費税法における納税義務者とならない基金設置法人
- ② 免税事業者である基金設置法人
- ③ 簡易課税事業者である基金設置法人
- ④ 国若しくは地方公共団体（特別会計を設けて事業を行う場合に限る。）、消費税法別表第3に掲げる法人の基金設置法人
- ⑤ 国又は地方公共団体の一般会計である基金設置法人
- ⑥ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する基金設置法人

【8. 事業実施状況の把握】

補助事業の実施状況の把握のため、定期的に進捗状況を確認いたします。

【9. その他の注意点】

- ① 補助金の交付については、補助金適正化法の定めによるほか、交付要綱により、交付申請書等の各種様式、事業期間中、事業終了後の手続等を定めております。
- ② 補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。
- ③ 国の予算の支出先、使途の透明化及びオープンデータ※1の取組を政府として推進すべく、基金設置法人が行うスタートアップ等への補助金の交付決定等に関する情報（採択日、採択先（交付決定先）、交付決定日、法人番号、交付決定額等）についても、ジービズインフォ※2に原則掲載されることとなります。そのため、基金設置法人は、スタートアップ等に対して補助金の交付決定を行った場合には、当該交付決定等に関する情報がジービズインフォにおいてオープンデータとして公表される旨の周知を行ってください。

なお、ジービズインフォへの掲載に当たり、文部科学省より基金設置法人に対して交付決定等に関する情報の提供を求めることになるため、基金設置法人はその指示

に従わなければなりません。

- (※1) オープンデータとは、ビジネスや官民協働のサービスでの利用がしやすいように、政府、独立行政法人、地方公共団体等が保有する多様で膨大なデータを、機械判読に適したデータ形式で、営利目的も含め自由な編集・加工等を認める利用ルールの下、インターネットを通じて公開すること。
- (※2) ジービズインフォとは、マイナンバー制度の開始を踏まえ、法人番号と補助金や表彰情報などの法人情報を紐づけ、どなたでも一括検索、閲覧ができるシステムです。本システムにより、事業者や官公庁における新規ビジネスの拡大、情報収集コストの低減、業務の効率化が期待されます。

掲載アドレス：<https://info.gbiz.go.jp/>

- ④ 文部科学省から取引停止措置が講じられている者は、停止期間中は補助金を原則交付しないこととするため、スタートアップ等を公募する際に、公募要領などの応募資格にその旨を記載してください。

記載例：文部科学省から取引停止措置が講じられている者ではないこと。

また、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合、若しくは補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たっては、文部科学省から取引停止措置が講じられている事業者を契約の相手方とすることは原則できないこととするため、必要な措置を講じてください。

掲載アドレス：

<https://pf.mext.go.jp/gpo3/kanpo/transactionSuspensionList2023.pdf>

- ⑤ スタートアップ等を公募する際、公募要領などに事業の実施体制を把握する旨を記載してください。

記載例：事業の実施体制を確認する必要があるため、事業終了後に実績報告書を提出する際、補助対象として経費計上し、かつ、請負又は委託契約をしている契約先の事業者（ただし、税込み100万円以上の取引に限る。）の事業者名、契約関係、住所、契約金額、契約内容を記述した実施体制資料（※）を添付してください。

（※）本資料は、確定検査の際に確認する資料としますが、「旅費」、「会議費」、「謝金」、「備品費（借料及び損料を含む）」、「補助人件費（人材派遣も含む）」は提出を求める実施体制資料の対象外とします。

- ⑥ 補助事業終了後においてスタートアップ等に係る手続き（各種報告、財産処分承認申請等）が発生する場合には、基金設置法人の責任及び負担により実施することになります。
- ⑦ スタートアップ等における補助対象経費計上の消費税額の除外については、7-3.（※）記載と同様に行ってください。
- ⑧ 提出された企画提案書等の応募書類及び実績報告書等については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益

を害するおそれがあるもの等)を除いて、情報公開の対象となります。なお、開示請求があった場合は、不開示とする情報の範囲について文部科学省との調整を経て決定することとします。

- ⑨ 補助事業を遂行するにあたっては、関係法令を遵守してください。

【10. 問い合わせ先】

文部科学省 研究開発局

担当：狩場、岩元、大榎

E-mail: 中小企業イノベーション創出推進事業(文部科学省分) <sbir-phase3@mext.go.jp>

お問い合わせは電子メールでお願いします。電話でのお問い合わせは受付できません。

なお、お問い合わせの際は、件名(題名)を必ず「中小企業イノベーション創出推進事業(基金設置法人)」としてください。他の件名(題名)ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上